

議案第41号

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、子どもの移動のために運行する自動車の基準等を定める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 認定こども園は、その職員による教育及び保育の実施に際して、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（子どもの移動のために運行する自動車等の基準）

第16条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、子どもの降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（子どもの移動のために運行する自動車等の基準に係る経過措置）

- 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）において、この条例による改正後の第16条の2第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に、同項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えることを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる

措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。